

令和元年度

行政監査結果報告書

上下水道局における災害時の給水体制について

所沢市監査委員



所 監 第 79 号

令和 2年 3月 30日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様
所 沢 市 議 会 議 長 青 木 利 幸 様
所 沢 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 中 村 俊 明 様

所 沢 市 監 査 委 員 竹 山 登

同 能 登 則 之

同 荻 野 泰 男

同 近 藤 哲 男

行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したの
で、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

行政監査

第2 監査のテーマ

上下水道局における災害時の給水体制について

第3 監査の目的

近年、国内においては、地震や大雨、台風等による自然災害が頻繁に発生し、大規模な停電や断水、ガス供給の停止により、市民生活に甚大な被害を及ぼす事態が生じている。

最近の被害状況をみると、平成30年の北海道胆振東部地震で、停電が最大約295万戸、断水が最大約7万戸、また同年7月の西日本を中心とした豪雨災害では、停電が最大約8万戸、断水が最大約26万戸の被害が発生したところである。

また、令和元年房総半島台風では、広範囲で倒木や土砂崩れなどが起き、千葉県で停電が最大約93万戸、停電による断水が最大約13万戸発生し、復旧までに長期間を要することとなった。これら停電による断水の原因の一つに、水道の送水施設における自家発電装置の未整備が挙げられており、北海道胆振東部地震及び房総半島台風の断水被害においても、その主要な原因となっているところである。

将来的には、大規模地震や地球温暖化による局地的な大雨、集中豪雨、大型台風の発生が、頻発すると予想されており、災害はいつでも、どこにでも起こりうると考えられ、その対策を講ずることが必要である。被害を最小限にとどめるため、万全な予防・応急対策を施しておくことが重要であることから、本監査は、震災対策を中心とした応急給水体制等について、検証、把握し、市民の安心・安全に係る事務の改善・充実を図ることを目的として実施した。

第4 監査の対象

1 対象範囲

上下水道局における災害時の給水体制

2 対象部署

上下水道局総務課

第5 監査の期間

令和元年12月2日から令和2年3月30日まで

第6 監査の実施方法

所管課より災害時の給水体制について関係書類を提出させ、書類審査を実施するとともに、令和2年1月30日に施設調査として、第一浄水場、伸栄小学校設置の耐震性貯水槽（市危機管理課所管）及び上赤坂中継ポンプ所（埼玉県施設・狭山市）の実査を行い、また、関係職員から説明を聴取した。

第7 監査の着眼点

- (1) 必要な応急給水体制が、適正な計画に基づき整備されているか。
- (2) 施設及び資機材は適切に管理されているか。
- (3) 停電時の対応設備は適切に整備されているか。
- (4) 緊急時の職員配置及び訓練が、適切に行われているか。
- (5) 市民に対して、応急給水場所等の情報が効果的に伝えられているか。

第8 監査の概要

1 上下水道局における災害対策

(1) 予防対策

①所沢市地域防災計画の中の位置付けと組織体制

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市防災会議において、「所沢市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）を策定している。

防災計画の中で上下水道局は、所沢市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）における市民生活対応部のうち、上下水道班として位置付けられているが、上下水道事業は市民生活に直結しており、災害発生時には、迅速な判断による的確な対応が必要とされる非常に重要な業務を担当している。

このため、市災害対策本部の設置の有無にかかわらず、スムーズな意思決定

を図ることができるよう、上下水道局内で完結する組織を改めて構築することとし、組織名称を上下水道災害対応本部（以下「対応本部」という。）とし、対応本部を総務部門、応急給水部門、水道施設部門、下水道施設部門の4部門で構成し、各部門の組織と活動を定めている。

また、市災害対策本部の情報及び活動状況の報告については、対応本部副本部長である上下水道局長（市民生活対応部副統括部長）が行うこととしている。

②水道施設の災害予防

ア 自己水源の確保

市の飲料水は県水と取水井（深井戸）から汲み上げた地下水を混合し、浄水場で貯水される。浄水場等の貯水量は次のとおりである。

第一浄水場	15,000 m ³
西部浄水場	19,500 m ³
南部浄水場	4,500 m ³
東部浄水場	40,000 m ³
西部加圧ポンプ場	13,000 m ³
合 計	92,000 m ³

（所沢市地域防災計画より）



第一浄水場



第一浄水場内取水井（第2号取水井）

平時の浄水場等の貯水量は、災害時に即対応できるよう、有効貯水量の70～80%を維持して運用され、市内35箇所の取水井（深井戸）からは1日平均9,800 m³程度（平成30年度実績）取水している。

ただし、災害時等飲料水として確保できる貯水量は、全体の 50%程度である 46,000 m³と見込まれる。

また、停電時でも各浄水場に設置されている自家発電装置の稼働により、取水井（深井戸）からの取水量は、日量約 7,900 m³が可能となるが、県水からの取水が困難となった場合には、取水井（深井戸）の取水量を増やす対応を行うとしている。

さらに、災害時に給水が停止した場合、飲料水が確保できるよう市内の小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置し、受水槽にある水道水を確保するとともに、耐震性貯水槽[※]を市内 7 箇所に設置して飲料水として利用する。耐震性貯水槽の設置状況は次のとおりである。（市危機管理課所管）

設置年月	設置場所	設置数	容量
平成 4 年 10 月	所沢市民文化センター	1 基	100 t
平成 8 年 10 月	東所沢小学校	1 基	100 t
平成 10 年 2 月	小手指小学校	1 基	100 t
平成 26 年 10 月	伸栄小学校	1 基	100 t
平成 27 年 9 月	南小学校	1 基	100 t
(県設置)	所沢航空記念公園	1 基	300 t
(県設置)	所沢商業高等学校	1 基	40 t

(所沢市地域防災計画より)

※市設置耐震性貯水槽（地中埋設 水道管直結対流型）

貯水槽本体は大口徑ダクタイル鉄管を使用し、それにバルブや給水口などの付属機器を取り付ける。平常時は水道管路の一部として清浄水が停滞することなく流れ、地震時などは流入・流出連絡管のバルブを遮断することにより、貯水槽の水が確保され非常用の水源として活用できる。



耐震性貯水槽の設置板



耐震性貯水槽の給水室部分

イ 耐震化の推進（管路及び施設）

水道事業中期経営計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の中で、災害に強い水道施設づくりを目指して、市内 4 箇所の浄水場配水池の耐震補強設計及び同工事を実施している。これまでに、全浄水場配水池 13 池のうち 9 池、有効貯水量 92,000 m³のうち 66,000 m³（耐震化率 71.7%）が完了している。

管路については、法定耐用年数 40 年を経過した水道管を把握し、地震に強い耐震管への更新を順次進めている。

また、本市の基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）耐震化の状況は、平成 30 年度末の耐震適合率は 99.8%で、全国平均の 40.3%と比べ、高い水準となっている。

ウ 浄水場等の自家発電装置の設置状況

市内 4 箇所の浄水場と 1 箇所の加圧ポンプ場及び 4 箇所の取水井について、停電時のための自家発電装置を設置している。保有燃料での可能な運転稼働は平均 3 日間となっている。

また、安定供給に支障を来さぬよう毎日の各浄水場への巡視や点検のほか、定期的な消耗部品の交換や分解点検を実施し、災害時の優先的な燃料確保のため、市内業者と協定を結んでいる。

③災害用資機材の備蓄の維持

災害時の備えとして、迅速な復旧活動を行うための災害復旧備蓄材料及び応急給水用機器の備蓄状況は、次のとおりである。

災害復旧備蓄材料

材料種類		計画数量	備蓄数量	備蓄率
配水材料	配管類	139 個	139 個	100%
	補修材料	354 個	354 個	100%
給水材料	配管類	185 個	185 個	100%
	補修材料	2,218 個	2,218 個	100%
合 計		2,896 個	2,896 個	100%

災害復旧備蓄材料については、毎月のたな卸による管理及び点検を実施している。

応急給水用機器内訳

種 類	保管場所	東部 浄水場	西部加圧 ポンプ場	南部 浄水場	第一 浄水場	泉町 倉庫	上下水道 局庁舎	合 計
緊急自動車					2		2	4 台
給水車 (加圧式)	3.8 m ³				1(※)			1 台
	3.4 m ³				1(※)			1 台
	2.0 m ³				2			2 台
非常用ポリ袋(60用)						7,740		7,740 枚
非常用ポリ容器 (100用)		4,600	4,500		47,800	4,800	200	61,900 個
非常用臨時給水栓 (6 栓用)						65		65 組
非常用飲料タンク (ポリタンク)(1.0 m ³)		8	8			55		71 個
水道事業配管図 1/2,500		1	1	1	1			4 冊

※緊急自動車として指定を受けている。

(平成 30 年度上下水道事業年報より)

応急給水用機器である非常用ポリ袋(60用)及び非常用ポリ容器(100用)は、給水容器を用意できない市民に対し、給水拠点である指定避難場所等での給水で配布するもので、給水戸数の3分の1を備蓄目標数としている。

また、非常用臨時給水栓は消火栓に設置して給水するための機材であり、非常用飲料タンクは浄水場で補水し、指定避難場所等へ備え付けて給水活動を行うためのものである。



自家発電装置 (第一浄水場)



非常用ポリ容器

④ 応援協力体制の強化

公益社団法人日本水道協会 (以下、「日本水道協会」という。) 会員である

事業体及び県災害対策本部を始め、大規模災害時における相互応援協定を締結している地方公共団体等と被害発生時における水道施設の応急復旧、応急給水等の連携を図っている。

特に、大規模な断水が発生した場合には、他の事業体や自治体も対応に追われるため、基本的に日本水道協会を中心とする応援体制となるが、各事業体における資機材の備蓄状況を把握していることから、緊急時での提供が可能となっている。

また、人的及び物的支援体制の確保や、専門的経験と技術の人員等の協力を得るため、包括業務の委託業者及び関係組合と協定を締結している。

さらに、本市で飲料水を確保できない場合には、県給水拠点である上赤坂中継ポンプ所において、県職員の不在時でも応急給水ができる体制として、県と覚書を締結し、迅速な給水活動の実施を可能にしている。

協定等を締結している団体は次のとおりである。

上下水道局における個別協定状況

協定の名称	締結年月日	締結先
災害時における応急給水及び水道施設の管路復旧等に関する協定書	平成 18 年 8 月 14 日	所沢市管工事業協同組合
災害時等における業務の応援に関する協定書	平成 27 年 4 月 1 日	第一環境株式会社
上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書	平成 31 年 2 月 1 日	埼玉県

市における災害時応援協定状況（平成 30 年 2 月 1 日現在）

協定の名称	締結年月日	締結先
災害時の相互応援に関する協定	平成 8 年 5 月 24 日	千葉県市原市
災害時における五市相互応援に関する協定	平成 8 年 7 月 30 日	東京都東村山市 〃 清瀬市 〃 東久留米市 埼玉県新座市
大規模災害時の相互応援に関する協定	平成 9 年 4 月 18 日	群馬県太田市
災害時相互応援に関する協定	平成 25 年 7 月 26 日	宮崎県日南市
大規模災害時における相互応援に関する協定	平成 29 年 3 月 7 日	飯能市・狭山市・入間市・日高市

（所沢市地域防災計画より抜粋）

⑤防災訓練の実施

災害時における応急給水活動及び水道施設の復旧活動が、迅速かつ円滑に実施できるよう、市総合防災訓練への参加及び上下水道局での独自訓練を年1回、次のとおり実施している。

ア 上下水道局防災訓練（※下水道関連訓練を除く）

- ・対応本部設置及び初動訓練

参集状況の確認・報告訓練、参集時の基本情報の収集・報告訓練、資機材の調達訓練

- ・対応本部会議訓練

- ・総務部門訓練（総務部門独自訓練）

初動訓練、庶務担当の訓練、調達・動員担当の訓練、調査・広報担当の訓練

- ・応急給水部門訓練（応急給水訓練）

各地区自主防災活動訓練会場への補水訓練、各地区での補水活動・応急給水活動の状況把握と記録、四市水道事業体合同防災訓練

- ・水道施設部門訓練（水道管路復旧訓練及び浄水場復旧訓練）

担当責任者の訓練、送水管空気弁臨時給水栓設置訓練及び浄水場応急給水訓練、浄水場初動訓練

イ 市総合防災訓練における上下水道班防災訓練

- ・各地区自主防災活動訓練（応急給水訓練）

応急給水訓練・耐震性貯水槽訓練、耐震性貯水槽応急給水訓練

また、希望する会場での市内各地区自主防災活動訓練での応急給水訓練を実施するほか、四市（入間市、狭山市、飯能市、所沢市）合同防災訓練、日本水道協会北関東ブロック合同防災訓練及び埼玉県主催応急給水装置設置訓練を、年1回、関係機関と実施している。

さらに、震災対策マニュアルを作成し、迅速に対応できるよう職員の活動を定めている。

(2) 応急対策

①初動体制の確立

市災害対策本部要綱に定める体制では、震度6弱以上を全職員参集としてい

るが、上下水道班では、市民生活に直結するライフラインを守るという観点から、震度 5 強以上で全職員を参集する体制となっている。また、上下水道局策定の震災対策マニュアルでは、周囲の状況等から上下水道施設が著しく損壊したと判断される時は、自主的に参集することとしている。

また、年度当初に時間外緊急時連絡網の整備を行うとともに、災害対策用携行カードを作成し、全職員に配付することとしている。

② 応急体制の確立

対応本部会議において、災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。主な決定事項は、次のとおりである。

- ア 対応本部の活動全般に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 被害状況の情報収集に関すること。
- エ 物品及び資機材の確保、調達に関すること。
- オ 応援要請に関すること。
- カ 飲料水及び生活用水の確保に関すること。
- キ 応急給水に関すること。
- ク 上下水道施設の応急復旧に関すること。
- ケ その他重要な応急対策に関すること。

また、震災対策マニュアルにおける各部門の活動は、次のとおりである。

	総務部門	応急給水部門	水道施設部門
部門長	総務担当参事（総務課長）	窓口サービス課長	給水管理課長
構成	庶務担当、調達・動員担当、調査・広報担当	庶務担当、運搬給水担当、施設給水担当	庶務担当、浄水場担当、水道管路担当
担当	対応本部会議の庶務、関係機関との連絡調整や上下水道局職員の参集状況の把握、物品・資機材等の確保や調達、応援要請及び受入に関する業務、被害状況の把握及び伝達、広報等	応急給水実施計画の作成や連絡、指定避難場所・避難所や医療機関等への応急給水	浄水場や水道管路の被害状況の把握や緊急措置、飲料水の確保、応急給水設備の設置等

基本方針として、1. 情報の収集と共有 2. 緊急度、優先順位による対応 3. 安全の確保を掲げ、被害状況や復旧要員及び材料等の把握、県営水道施設の被害

状況、確保可能な飲料水総量や応急給水拠点の飲料水需要の把握、復旧対策の状況及び見通し、市の対応状況等の情報収集及び共有を継続して行う。

また、被害状況や災害規模、緊急度を比較し、優先順位を付けて対応し、水道水の安全確保及び水道に関する被害状況等を周知して、二次災害を防止する。

③給水体制

ア 飲料水の確保

予防対策による自己水源の確保に加え、県は送水管路上の空気弁[※]を災害時の応急給水ができる拠点として県内 234 箇所（市内 4 箇所）を位置付け、応急給水装置を設置することで市職員による給水活動が可能となっている。

また、県給水拠点の一つである上赤坂中継ポンプ所における応急給水体制の強化として覚書を締結（平成 31 年 2 月 1 日）し、県職員が給水車両等への給水ができない時は、市職員が給水できる仕組みを構築している。

※空気弁

水道管路にたまった空気を自動的に出し入れするための設備。水道管路内に空気がたまると、水の流れを妨害したり、水が白くなることがあることため、空気を適切に取り除く必要がある。そのため、管路内に空気がたまりやすい場所などに空気弁を設置している。



上赤坂中継ポンプ所



災害時給水栓表示板



給水車両への補水

イ 給水量

生命維持に最低限必要な量として、被災後 3 日目まで 1 人 1 日 3 リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせ、次のとおり順次供給量を増加する。

地震発生からの期間	目標水量	水量の根拠
3 日	3 リットル／人・日	生命維持に最低限必要な水量
4 日～10 日	20 リットル／人・日	炊事、洗面、トイレ等、最低生活水準を維持するために必要な水量
11 日～15 日	100 リットル／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な水量
16 日～21 日	250 リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(所沢市地域防災計画より)

※本市における災害時に確保できる貯水量は、合計で 54,740 m³（浄水場 46,000 m³、取水井 7,900 m³、耐震性貯水槽 840 m³）が見込まれ、これを上記表の目標水量から算定すると、市民へ 10 日目程度は給水が可能と想定される。

ウ 給水方法

市内 66 箇所の指定避難場所（小中学校等）を給水拠点とし、応急給水部門の運搬給水担当による非常用飲料タンクでの給水、同部門の施設給水担当による緊急性の高い医療機関（県指定の災害拠点病院、市内後方医療施設、人工透析実施医療機関）等への給水車での給水を実施する。

また、応急給水状況や水道管路復旧状況等に合わせ、水道施設部門と連携を図りながら、必要に応じて耐震性貯水槽に仮設給水装置を設置した給水、消火栓に非常用臨時給水栓を設置した給水を実施する。

エ 広報

市ホームページに給水拠点となる指定避難場所の名称及び所在地を掲載し、周知を図るとともに、給水活動の実施について付近の住民に対し、車載スピーカー・ハンドマイク等により広報を行う。

④管路・施設の応急復旧

管路及び浄水施設等の被害状況を把握し、飲料水の確保のために各復旧計画を作成し、関係機関等と調整を行い、復旧活動を実施する。

ア 管路

水道管路、断水箇所、道路等の被害調査を実施し、飲料水を確保するための水道管路の被害状況や応急給水規模等による必要な箇所での配水調整（バルブ操作）を行うとともに、災害発生場所及び二次災害発生の可能性がある場所、消火活動を行う場所に対してのバルブ操作を実施する。また、バルブ操作により断水となる区域の住民に対し、広報活動を行う。

復旧は可能な限り給水を継続しながら実施し、復旧順位は原則として、導水管、送水管、配水管及び給水管の順に行い、応急給水施設、指定避難場所、医療機関及び福祉施設等に関わる管路の復旧を優先的に行う。

イ 施設

浄水場施設の被害状況調査を実施し、停電の場合には予備電源（自家発電）への切替えを行い、必要に応じて水質検査を実施する。

応急給水に必要な飲料水が確保された後、施設の復旧を民間業者等へ依頼する。

⑤ 応援要請及び受入

上下水道局では「災害時応援要請・受入マニュアル」を作成し、災害時の被害状況に応じた他事業者（日本水道協会会員）、県災害対策本部、災害協定に基づく自治体・関係団体等への応援要請及び受入体制について詳細を定め、活動要員及び資機材等の不足が見込まれる時は、速やかに応援要請及び受入を行う。

応援要請できる事項

応援要請できる事業者等	内 容
日本水道協会の会員である事業者	応急給水作業、応急復旧作業及び応援復旧用資機材の供出
県災害対策本部	給水支援、技術者及び資機材のあっせん
所沢市管工事業協同組合	応急給水活動、水道管の被害状況調査及び復旧活動
第一環境株式会社	市民からの電話対応及び応急給水活動等
市が協定を締結している自治体（※）	食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

※市が協定を発動した場合

第9 監査の結果及び意見

1 監査の結果

上下水道局における災害時の給水体制について監査を実施したところ、適正であると認められた。

しかしながら、効果的な災害時の給水体制のため、次の事項が認められたことから、それらについては適切に対応されたい。

なお、詳細については、次の「意見」に記載する。

2 意見

(1) 災害時における市民への周知方法について

災害時の応急給水場所、応急給水状況や水道管路等の被害状況を、市ホームページへの掲載、ホットメールの配信や車載スピーカー・ハンドマイク等により広報活動を行うとしている。

しかしながら、災害の状況によっては、道路被害による広報車の走行不能及び悪天候による防災行政無線の音声不達等により、応急給水場所等の情報提供が困難な可能性も考えられる。また、災害直後の市ホームページ等のインターネット環境はアクセス集中により閲覧することが難しい状況も発生している。

さらに、外国人居住者等への情報提供の整備不足、長期間にわたる大規模な停電等、想定を超える事態が発生することが考えられることから、市広報課と連携した報道メディア等を活用した情報発信を構築するなど、更なる確実に速やかな周知方法を検討されたい。

(2) 高齢化社会に向けた連絡体制について

東日本大震災以降の災害時における情報収集手段は、ICT技術の進展により、従来の手段であるテレビやラジオからスマートフォンやタブレット端末が活用されつつある状況である。また、本格的な少子高齢化社会の到来により、ひとり暮らしの高齢者をはじめとした高齢者世帯が増加している状況の中、高齢者の多くがパソコンやスマートフォン等の情報端末の操作に熟知していないことから、テレビ等が使用できないような大規模な停電が発生した際には、インターネットを通じて提供される災害情報等を共有できず、情報不足に陥る可能性がある。

このように、災害時においては、情報弱者となりうる高齢者等の不安も大きくなることが想定されることから、隣近所で互いに助け合う「共助」の大切さが再認識されている今、地域自治会等との連携を図り、上下水道局が行っている災害に関する情報が正しく伝達される体制を検討されたい。

(3) 応急給水場所における対応について

市は、災害発生時に給水が停止した場合に備え、指定避難場所 47 箇所に緊急遮断弁付受水槽と市内 7 箇所（うち 2 箇所は県設置）に耐震性貯水槽を設置しているが、所管については市危機管理課となっている。

現在、上下水道局において耐震性貯水槽等の鍵の管理は行っていないが、迅速な飲料水の応急給水活動を行うには、施設管理の共有も必要になると考えることから、市危機管理課、小学校、中学校などの管理者と連携しながら、応急給水についての情報交換と非常時の対応方法など、災害時における柔軟な対応がさらに図れるよう検討されたい。

第 10 章 むすび

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市では所沢市防災会議が策定する「防災計画」において、地震、風水害等に備え様々な対策を講じている。その中で、ライフラインの一つである水道施設の予防対策や、災害時の飲料水の確保・供給等の応急対策などについて定められている。

また、上下水道局としても「防災計画」だけでなく、局独自の震災対策マニュアルを作成するなど、実効性のある運用がなされている。

災害は、いつ起こるかわからないことから日常的に備え、発生時には速やかな行動をとることが求められる。水道施設への直接的な被害だけでなく、停電が原因による水道水の供給の停止など、あらゆるケースを想定して備える必要がある。

本市は、上水道事業中期経営計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の中で、現状の課題として、災害や渇水への備えとした災害に強いライフラインの構築を挙げ、基本方針である「安定供給のための耐震化」や「災害対策の強化」としての取り組みを実施しているところである。

現在、昭和 12 年の水道給水開始から 80 年以上が経過し、事業を拡張しながら普及率は約 100%を維持しているが、この間、経年劣化による布設管路の更新だ

けでなく、震災等に対する備えとしての浄水場整備事業（耐震強化事業）や、小口径管（口径 400 mm未満）及び大口径管（400 mm以上）の更新工事である導・送・配水管整備事業を計画的に行い、市民へ安心安全な水を提供できるように日々努めている。

また、「震災対策マニュアル」や「災害時応援要請・受入マニュアル」の策定や、応急給水体制の強化のための「上赤坂中継ポンプ所の災害時等給水に関する覚書」を締結するなど、災害時での迅速な対応に向けた整備が図られている。

今後は、給水体制に対するハード面、ソフト面の整備・強化に加え、日頃から市民に対する防災意識の向上に向けた普及・啓発活動を進めるとともに、災害時においても、市民の生命と生活を守る水の供給を持続できるよう望むものである。

災害時の応急給水拠点一覧（指定避難場所）

※平成30年4月1日現在

No.	地区	名称	No.	地区	名称
1	所沢	所沢小学校	34	松井	安松保育園
2	所沢	明峰小学校	35	松井	松井小学校
3	新所沢	清進小学校	36	松井	慈光幼稚園
4	新所沢	所沢中学校	37	松井	安松中学校
5	新所沢	向陽中学校	38	松井	牛沼小学校
6	新所沢	緑町中央公園	39	松井	東中学校
7	新所沢	北小学校	40	松井	安松中学校
8	新所沢東	美原小学校	41	松井	和田小学校
9	新所沢東	美原中学校	42	柳瀬	東所沢小学校
10	新所沢東	所沢市民体育館	43	柳瀬	柳瀬中学校
11	新所沢東	所沢北高等学校	44	柳瀬	柳瀬小学校
12	並木	並木小学校	45	柳瀬	県立所沢あおぞら特別支援学校
13	並木	中央中学校	46	三ヶ島	若狭小学校
14	並木	生涯学習推進センター	47	三ヶ島	林小学校
15	並木	所沢中央高等学校	48	三ヶ島	早稲田大学
16	並木	中央小学校	49	三ヶ島	芸術総合高等学校
17	並木	伸栄小学校	50	三ヶ島	三ヶ島中学校
18	並木	富士見公園	51	三ヶ島	三ヶ島小学校
19	並木	若松小学校	52	三ヶ島	所沢商業高等学校
20	小手指	北野小学校	53	三ヶ島	狭山ヶ丘中学校
21	小手指	北野中学校	54	三ヶ島	宮前小学校
22	小手指	上新井小学校	55	山口	泉小学校
23	小手指	小手指小学校	56	山口	山口中学校
24	小手指	小手指中学校	57	山口	山口小学校
25	小手指	椿峰小学校	58	山口	椿峰中央公園
26	小手指	北野公園	59	山口	上山口中学校
27	小手指	所沢西高等学校	60	富岡	中富小学校
28	吾妻	南小学校	61	富岡	富岡小学校
29	吾妻	北秋津小学校	62	富岡	富岡中学校
30	吾妻	荒幡小学校	63	富岡	西富小学校
31	吾妻	松が丘中央公園	64	富岡	北中小学校
32	吾妻	所沢高等学校	65	富岡	道傍公園
33	吾妻	南陵中学校	66	富岡	日本大学芸術学部所沢校舎

(市ホームページより)